

### 第3回 人権施策推進会議議事録

開催日時 令和6年1月29日(月) 14時30分から16時10分まで

開催場所 横須賀市消防庁舎3階 消防第3会議室

#### 出席者

【委員】飯田美江子、石坂千恵子、権瓶伸夫、角井駿輔、西村 淳、  
早坂公幸（敬称略、50音順）

【欠席者】中丸妙子

【傍聴者】なし

【説明員】こども家庭支援センターこども給付課 佐藤課長 田辺課長補佐

【事務局】市長室 井上室長

人権・ダイバーシティ推進課 杉山課長、小林係長、岩崎主任

---

委員 7名中 6名が出席

#### 1 開会

- ・市長室長挨拶
- ・職員紹介
- ・会議テーマについて
- ・資料確認

#### 2 議事

(1) 事業評価シートについて

◎ 確認事項①『立替払い制度の検討状況』、確認事項②『日常生活支援員の派遣に関する利用されない要因』についての補足説明

説明員

- ・養育費の取決めの有無に関わらず、困窮している家庭への支援が必要であり、養育費の部分だけを重点とした支援をすることは考えていない。
- ・養育費の立替払いについては、当事者間の民事上の話であり行政が介入することはどうなのか、自治体がやるべきことなのかを総合的に考え、今のところ自治体として制度を導入することは考えていない。
- ・養育費に関する事業については、ニーズ調査の結果も踏まえて、今後何ができるかを検討していきたいと考えている。
- ・また、現在の制度についても、周知の徹底を図っていきたいと考えている。

- ・日常生活の支援員の派遣に関する利用されない要因については、制度の更なる周知や利用条件の変更など、より利用しやすい制度設計の検討が必要だと考えている。
- ・市ホームページや児童扶養手当受給者への通知書類と併せて事業を案内するなど、より丁寧な対応に努めていきたい。

## ◎ 事業評価シートの説明

事務局

- ・資料2 事業評価シートを説明

## ◎ 意見交換

委員長

- ・日常生活の支援員の派遣が利用されない要因については、日数や条件が合わず利用に至っていないことが原因と考え、今後の展開として国の要綱等と照らし合わせながら検討していくとのことである。国の補助事業なので、その範囲において日数を増やすことや条件を緩和することも可能で、国の要綱等との整合性も考えながら整理をされていくという理解でよろしいか。

説明員

- ・その通りである。

委員

- ・自立支援のための相談について、昨年度1,647件はかなり多いように感じるが、相談内容やどのような方からの相談が多いのか等を教えていただきたい。

説明員

- ・すでにひとり親になられている方や離婚された方、これから離婚するという方からの相談がある。内容も幅広く、経済的なことや就労関係、養育費や福祉資金の貸付のことなどである。

委員長

- ・外国籍の方の相談については、支援団体へのヒアリングとこども給付課での対応状況の説明があったが、横須賀では外国籍の方やその配偶者からの相談が多くあるのが特色という議論があった。
- ・支援団体ではいくつかの相談を受けているが、こども給付課では統計を取っておらず、今のところ対応に困った事例ないとのことである。
- ・前回議論もしたが、「外国籍の方およびその家族の方の相談について、しっかりと想定しながら対応を行っていく必要がある。」と意見を加えたいと考えているがいかがか。

委員

- ・県央地域などには東南アジア系の方が多く住んでいるが、その中で独自のコミュニティを形成し、自治体に相談をする前にコミュニティの中で相談をしてから通訳の方と一緒に自治体の相談窓口に来ているようである。

- ・横須賀は米軍属関係の方からの相談が多いとの話があった。最近はやリピン系の方なども増えていると聞いているが、横須賀にはそのようなコミュニティがない状況である。
- ・このような方々がどのように相談をしに来ているのかと疑問に感じていたが、スマートフォンの翻訳機能を活用されていることで理解ができた。
- ・相談件数も他の自治体に比べればそれほど多くないようだが、ひとり親家庭に限らず、外国籍の方が暮らしていくうえでの困りごとが無いよう、自治体として体制を整えることや周知を徹底することは非常に重要なことだと考える。

#### 委員長

- ・外国籍の方への対応がすべて不十分であるということではないが、今のようなことも踏まえ、より適切な対応は必要であると思う。

#### 説明員

- ・相談実績はそこまで多くないが、外国籍の方にこのような制度があることをしっかりと知ってもらうことは重要なこと。その点を意識しながら今後どのような対応ができるのか考えていきたい。

#### 委員

- ・こども給付課の事業だけでなく、市の行政サービスを外国籍の方に知ってもらえるように、市の広報紙などでお知らせができるとうい。

#### 委員

- ・外国籍の児童や生徒に対し、学校では就学支援としてそれぞれの言語を用いた資料が配布されている。そのような情報提供をあわせて行うことで連携が取れていくものと思う。

#### 委員長

- ・続いて、2ページの弁護士相談については、事前聞き取り対応が素晴らしいことを評価している。
- ・さらに、養育費の取り決めを増やしていくための市に対する提言として「市が行う養育費等確保のための支援事業を紹介するなど普及を図るとよい。」といった表現にしたらいかがかと考えている。
- ・取り決めがされた後の話については、「各種制度の利用実績があまりないものもあるので、制度が利用されるよう検討すべきである。」ということと「ニーズ調査の結果を踏まえて必要な事業のあり方の検討を進めていくべきである。」ということの前向きな意見になっている。
- ・養育費の確保のために行政が立替え、あるいは取り立てといった事業の可能性について議論があったが、ニーズ調査を踏まえ、事業のあり方を並行して検討して欲しい。
- ・現在、国でそのような法改正の検討がされていて、この春には国会に法案が提出されるようである。それも踏まえた対応が必要であると思う。

## 委員

- ・離婚届の手続き時に制度を紹介するという提案があったが、離婚後に養育費の取り決めを行うことは非常に困難であって、離婚届の提出時には実際に意義があるのかということに疑問を感じていた。
- ・しかし、養育費とセットで取り扱われることの多い面会交流について考えると、親権を持つ親と持たない親との間で離婚後も連絡を取り合う必要があり、その過程で養育費の話も出てくることから、離婚届の提出時に案内をすることは、ある種のインセンティブが存在するという考えに至った。したがって、この提案された表現に特に問題はないものとする。
- ・養育費の立替払いについては、行政がどこまで支払うのかという議論もあるし、一つの自治体だけで完結するものではない。法律の改正の話があること、そして調査を踏まえて事業の在り方の検討を進めていくという方向性は非常に前向きな姿勢であると感じている。

## 委員長

- ・養育費の取り決めがなされた後、その取り立てに関わる方法として行政による立替えや強制徴収などを自治体レベルで実施している例は明石市くらいだと思う。
- ・民事上の問題を自治体が対応するには限界があるためにこの制度が広がっていないのかもしれない。
- ・この部分は、法律の改正により制度が進む可能性もあり、その内容を見定める必要もあって少し時間がかかることはやむを得ないのではないかと。
- ・一方で、養育費の取り決めを進めるために現在行っている支援制度については、離婚前、または離婚後の機会にも、制度を知っていただくための周知や啓発、相談の中でも、自治体では積極的に対処していただきたい。
- ・現状でも弁護士相談をはじめとする支援事業が行われていて、これらの支援に関しては、国の制度を待たないでも前向きな対応を進めていくことが可能であるとする。

## 委員

- ・保証契約の補助に関しては、日本弁護士連合会は否定的な立場を取っている。
- ・その主な理由の一つとして保証料が非常に高額である点が挙げられる。さらに、保証の委託を行う企業には様々な質問が寄せられていて、それらの質問に答えることができず結果として提携している弁護士を紹介する流れとなっている。この行為は「非弁提携」と呼ばれて、弁護士法に違反するものであると考えられ、保証契約の背景にある問題として弁護士側は非常に慎重な姿勢を取っているものである。
- ・別件ではあるが、面会交流を容易にするための支援アプリを開発した事業者が賞を受賞し、横須賀市経済部が弁護士会に支援アプリをアピールしたいという相談があった。その件では、そのアプリを使用するだけであれば問題はないが、そのサービスに専門家の紹介機能が追加されるとなると弁

護士法との関連で問題が生じてくることの話であった。

- ・事業者がビジネスとして一定の利益を得るための保証委託料を設定し、専門家の紹介によって顧客を集めることはビジネス上避けられない面もあるが、弁護士会としては積極的な支援はできない。
- ・横須賀市としてもこのような問題点があることをしっかりと理解した上で補助事業を行っているのかということは大いに關心を持っている。

#### 委員長

- ・保証契約補助の制度自体よりも、しっかりと合法的に行えるようにしなければならぬといった注意喚起のご指摘なのだと思う。
- ・報告書の現在の表現であると、保証契約補助も含めてこれらの制度が利用しやすくなるよう検討すべきであるといった意見となっているが、その中で違法行為が行われないような運用も注意しながら進めていく必要がある。弁護士会が気にしているということを踏まえつつ、今回の報告書ではこの表現で進めていきたいと思う。
- ・3ページの就労支援事業については、それなりの成果もあり、支援団体へのヒアリングの中でも評価されているところであった。
- ・子どもの預け先については、就労との関係でも重要なことであり、子育て支援の担当課との連携が必ずしも十分なものとは言えないとの意見もあった。

#### 委員

- ・国の取組みの話であるが、昨年11月にこども家庭庁が子どもの居場所づくりに関する指針案をまとめ、12月には閣議決定をされた。
- ・この指針では、子どもが自宅や学校以外でも安心して過ごせる場の普及を目指すということが大きな目標になっている。
- ・今後それぞれの自治体へと要請されていくものと思われ、子どもの人権という観点からも考えに入れなくてはならないものとする。
- ・現在、横須賀市では衣笠や本公郷の青少年の家が廃止され、子どもの居場所が減ってきている状況にある。
- ・ひとり親家庭に限らずに共働きの家庭も含めて、こういった施設の充実は必要ではないかと感じており、指針を具体化していく中では、青少年の家の活用や施設の充実が必要なことだと思う。
- ・これは市全体として取組む課題だと思うし、一つのセクションだけではなく子どもの観点で横の連携を取っていかなければならない課題である。
- ・市としてオール横須賀という形で子どもの人権について横断的な施策を構築していただきたいと思う。
- ・答申に盛り込むかというよりは、そのような課題があるということを認識していただきたいというものである。

#### 説明員

- ・市役所として縦割りではなく、母子・父子自立支援員が子育て支援に関する相談を受けたり案内をするといった中で、子どもの居場所など多岐に渡

っていくこともあり、自立支援の相談の中でしっかり内容を確認して整理し、適切に案内ができるようにしていきたいと思う。

#### 委員

- ・根岸に古民家を利用した放課後児童クラブがあり、学童だけでなく不登校の子どもたちを預かっているといった記事が神奈川新聞にあった。
- ・その他にも市内には学齢期に応じた子どものサポートをしている団体もある。
- ・全てを市がやる必要はないので、そのような団体と連携をすることも重要であると感じた。

#### 委員

- ・就学以前の保育園等の費用は無料であると聞いている。
- ・ひとり親家庭の子どもが小学校に就学した際に、学童保育等の費用の支援制度があるのかということを知りたい。

#### 委員長

- ・地域子育て支援事業で対応していると思う。
- ・居場所の話はとても重要な指摘であるが、ひとり親家庭の就労のための預け先にとどまる話でもないし、一例として挙げた青少年の家の在り方にとどまる話でもない。
- ・ひとり親家庭に限らずに、子どもの居場所づくりは非常に重要な課題であって、何らかの記載をしてもいいと思うのだが、市ではどこの部局が担当となるか。また、こども食堂はどこの部局が担当となるかも知りたい。

#### 説明員

- ・対象により異なるが、こども食堂の主な担当課はこども家庭支援課である。

#### 委員長

- ・具体的な指摘はできないかもしれないが、5ページに居場所づくりの確保などを検討することを記載することでいかがか。
- ・市としてはいろいろなアプローチの方法があり、福祉総務課ではコミュニティカフェといった通いの場を一元的に対応しようという動きもある。他にも、こども食堂を支援することや市民協働事業により居場所づくりを行うといった考え方もある。
- ・必ずしもひとり親家庭に関することだけではないので、市全体として子どもの居場所づくりを考えるためにも、問題意識として、そのようなことを記載したい。
- ・その他に意見があれば知りたい。

#### 委員

- ・離婚協議はしているが全然離婚が成立しないという方がいて、協議から裁判まで2～3年の期間がたってしまう状況で、別居して家計も完全に別になっているにもかかわらず法律上は夫婦となっているケースがある。他にも長期間の服役などで離婚したくてもできないといった事例もある。
- ・そのような方々も実質上はひとり親家庭であって、支援の必要性があるものと思う。国の制度の問題でもあるが、何とかその方々への支援が可能な

いかということを考えてしまう。

委員長

- ・そのような事例はかなりあると思う。
- ・婚姻していなくても、事実婚であれば制度上は夫婦と同じように児童扶養手当などを受給することもできるが、事実上のひとり親家庭に対して支援制度を適用するということはあまり聞いたことはない。
- ・相談対応などは行われていると思うが、事実上のひとり親家庭に対する支援は必要であると感じる。
- ・例えば、ひとり親家庭であると保育所の保育認定の時に点数が加算されるが、事実上のひとり親家庭であっても点数が加算されるなどされるとよいと思う。

委員

- ・離婚調停や訴訟になっている場合は、裁判所で事件継続証明書を出せるので、実態的には離婚が迫っていると証明することができる。
- ・警察署の中に勾留されたり、刑務所の中に服役している場合も、本人が言えば収容証明を出すことができる。
- ・そのような証明書等で事実上のひとり親家庭と認められるのであれば、支援制度の適用がされるとよいと思う。

委員長

- ・現在、市ではどのような対応をしているのか伺いたい。

説明員

- ・実質的にはそのような方への対応は行われていない。

委員長

- ・今の意見については、すぐに何かすることは難しいかもしれないが、そのような方々もいるということをもとの部分に問題点として記載することとでいかがか。

委員

- ・問題点としてそのようなことを認識していただきたいと思う。

委員長

- ・このような実態も問題提起として記載していくこととする。
- ・当事者の視点と周知啓発等については、支援団体からのヒアリングの中でご意見のあった内容を記載している。
- ・関係団体との連携については、市と支援団体との連携、2つの支援団体の連携と情報共有ということに記載している。
- ・研修のところでは、これまでの会議の中で「引き続き研修等への参加をしていくとよい」とまとめていたが、今の書き方だと同じようなことをやっていけばよいというように見えてしまう。母子・父子自立支援員の資質が低いというわけではなく、さらに資質を向上していくことだとか、関係課とつなげるための知識など、さらに向上すれば、よりよい相談窓口になるといったような話であったかと思う。

- ・ここは「引続き研修へ参加することを含めて資質の向上に努めていく必要がある。」との記載としたらどうか。

説明員

- ・今は研修の参加とともに月に1度の母子・父子自立支援員と市職員も含めた情報共有、相談事例の報告を行う会議を行っている。
- ・母子・父子自立支援員が子育て支援に関する新たな情報や知識を得られるように何らかの手法を考えていきたい。

委員長

- ・自立支援員の資質が低いとか問題があるといった指摘をするものではなく、より資質を向上させていくことがひとり親家庭等のさらなる支援につながるという意味での意見としていきたい。
- ・他にいかがか。なければ次の資料の説明をお願いしたい。

## (2) 横須賀市人権施策推進会議報告書（案）について

- ・事務局より資料3横須賀市人権施策推進会議報告書（案）を説明

委員長

- ・先ほどの議論を踏まえて少し整理する部分があるかとは思いますが、その他に意見はあるか。

委員

- ・法務省から「子ども」の表記については、全部ひらがなで表記することの通達があったかと記憶している。
- ・横須賀市は条例にも漢字の子がついていたりもするが、法務省からの通達があるのであれば、全部ひらがなに直したほうが良いかと思う。

委員長

- ・福祉制度であると法律の名称で子だけが漢字で表記されている。

事務局

- ・人権施策推進指針では、子を漢字で表記しており、そこに揃えてこのような表記としている。
- ・現在インターネット上で確認したところ、「子ども表記の推奨について」といった依頼文書が出されているようであった。
- ・依頼ということであれば統一までには至らないと考える。

委員長

- ・それであれば、この会議は人権施策推進指針の中で子どもの人権施策に対する検討をしているものなので、元となる指針が変わっていない限り、今年度の報告書は子を漢字で表記することが妥当だと考える。



委員

- ・市の考え方に基づく表記ということで理解した。

委員

- ・推進会議の議論のおかげもあって、ひとり親家庭が大変であることを実感することができた。
- ・ひとり親家庭が2,596世帯という数値はどのように把握しているものなのかを教えていただきたい。

説明員

- ・この数値は、ひとり親家庭の中で児童扶養手当を受給している世帯の数である。

委員

- ・申請をした世帯数ということであると実態はもっと多いのかもしれない。
- ・民生委員児童委員では年に一度の総括調査を行っているのだが、ひとり親家庭であるかを直接聞くわけにもいかないのが調査に苦労をしている状況にある。
- ・市民がひとり親家庭等への支援事業を知らないように、そのような方々を支援する存在である民生委員児童委員でも、ひとり親家庭等への支援事業を知らないといった人もいる。
- ・ぜひ、民生委員児童委員にも情報提供をしていただきたいと思う。

説明員

- ・民生委員児童委員には、このようなお知らせをする会議が設けられているので、よい機会を捉え、支援制度があることをお知らせするように考えていきたい。

委員

- ・そのようにしていただけたらありがたい。

委員長

- ・大変積極的な意見であるので、事業評価シートおよび報告書中の関係機関との連携の部分にこのことを追記することとしたい。

3 その他

- ① 今回の会議が最終となるため各委員から一言ずつ挨拶
- ② 事務局からの伝達事項